

4

留置権と同時履行の抗弁権の比較

04-1 留置権と同時履行の抗弁権の比較

 図表 留置権と同時履行の抗弁権の比較

	留置権	同時履行の抗弁権
意 義	留置権とは、他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有する場合に、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することにより、債権の弁済を強制する権利をいう（295条）。	同時履行の抗弁権とは、双務契約において、一方の当事者は、相手方がその債務の履行（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）をなすまで、自己の債務の履行を拒絶することができる権利をいう（533条）。
権利の性質	物権（担保物権）	双務契約の効力 （債権法上の権利）
牽連関係	被担保債権と物との牽連関係	双務契約における両債権の 牽連関係
効 力	第三者に対しても主張可	債務者に対してのみ主張可
不可分性	○（296条）	×
代担保請求	○（301条）	×
引換給付判決	○	○